

グループホームゆうゆう

(認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護)

運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 IGL 学園福祉会が開設するグループホーム（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「認知症対応型共同生活介護」という。）の事業（以下「事業」という。）は、認知症状態にあり、要支援2・要介護1～5の認定を受けている方に対し、少人数での共同生活の場を提供、ケアし、あたかも自宅にいるように自分のペースで生活することが出来ることによって、認知症の症状を和らげたり進行を遅らせることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護従事者は、共同生活住居において、家庭的な環境の下で、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 グループホームゆうゆう
- ② 所在地 広島市安佐北区安佐町後山1047番地

(従業員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 3名（常勤、各ユニット毎1名）
管理者は、各ユニットの従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 介護支援専門員 1名（常勤、計画作成担当者を兼ねる）
介護支援専門員は、認知症対応型共同生活介護計画の指導及び評価を行う。
- ③ 計画作成担当者 3名（常勤、各ユニット毎1名以上）
計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当する。
- ④ 介護従事者 15名以上
介護従事者は、認知症対応型共同生活介護を提供する。

(利用定員)

第5条 認知症対応型共同生活介護の利用定員は、27名とする。

(内訳 1階ユニット 9名、2階ユニット 9名、3階ユニット 9名)

(介護の内容)

第6条 認知症対応型共同生活介護の内容は、次のとおりとする。

- ① 入浴、排泄、食事等の介護
- ② 日常生活上の世話
- ③ 健康管理
- ④ 機能訓練
- ⑤ 医師往診の手配相談及び援助

(利用料その他の費用の額)

第7条 認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- 2 その他の費用（介護保険給付の対象外費用）として、家賃、食材費（おやつ代含む）、光熱水費、おむつ代、理美容代、行事費等がある。（別紙利用料金表参照）
- 3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(入居に当たっての留意事項)

第8条 利用者は、入居に当たって、次の事項に留意するものとする。

- ① 面会、外出、外泊 面会・外出・外泊は自由とするが、職員に知らせること。
- ② 喫煙、飲酒 原則として禁止する。
- ③ その他 承諾なしに他の利用者の居室に立ち入らないこと。

(人権擁護及び高齢者虐待防止のための措置)

第9条 事業所は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、その責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者及び管理者に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

- ① 人権擁護・虐待防止責任者には、管理者を充てる。
- ② 組織運営の健全化
 - ・介護の理念、事業所の運営方針を明確化し、従業者間で共有する。
 - ・個々の従業者の職位・職種ごとの責任や役割を明確化する。
 - ・運営やサービスの自己評価を実施し、利用者等、家族等との情報共有を図る。
- ③ 従業者の負担やストレスへの対応
 - ・作業手順の見直し、柔軟な人員配置を行い、負担の大きい夜勤者のいる事業所については、配慮を行う。
 - ・従業者のストレスの把握、従業者間の声掛けなど悩み相談の体制の整備を行う。
- ④ チームアプローチ、従業者間の連携
 - ・個別のケースに対応する関係従業者の役割を明確化する。
 - ・情報共有、ケア方針の決定の仕組みや手順を明確化する。

- ⑤ 職業倫理、法令遵守の意識の啓発
 - ・提供しているケアが利用者等本位のケアであるかを検証する。
 - ・目標とする介護の理念を従業者間で共有する。
- ⑥ ケアの質の向上
 - ・アセスメント結果に基づく、個別の状況に即したケアを検討する。
 - ・アセスメントの活用方法について具体的、実践的な技術を習得する。
 - ・認知症や各種障害等の理解、最新の介護技術の習得のための研修の実施、研修の機会を確保する。
- ⑦ 家族等の介護者の高齢者虐待の理解促進のための支援や啓発活動を実施する。
- ⑧ 虐待が疑われる事例を発見した場合は、市町村等関係機関へ報告する。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る
 - ② 虐待防止のための指針の整備
 - ③ 虐待防止のための定期的な研修の実施
 - ④ ①～③号に掲げる措置を適切に実施するための担当者は管理者を充てる
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体的拘束等の禁止)

第11条 身体拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。事業所は、利用者の尊厳と主体性を尊重するとともに、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしない介護を実践する。

- 2 事業所は、身体拘束の廃止に向けて関係従業者が幅広く参加できるケースカンファレンス等を実施する。
- 3 本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、関係従業者を中心に十分検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が、高い場合で切迫性・非代替性・一時性の3要素の全てを満たした場合のみとし、本人又は家族への説明と同意を得るものとする。
- 4 前項の本人・家族への説明と同意に当っては、拘束の必要な理由、方法、時間帯、解除予定日等を記載した書面により行なう。
- 5 身体拘束を行った場合は、その状況についての経過観察記録を作成するとともに経過について本人又は家族へ説明する。
- 6 身体拘束解消後においても、身体拘束の妥当性の検証作業を実施するとともにその記

録を作成する。

(事故発生時の対応)

第12条 利用者に転倒、転落、誤飲、誤薬、無断外出等の事故が発生した場合は、次のとおり対処する。

- ① 必要に応じて協力病院等を受診し治療を受ける
- ② 家族等へ事故の内容、状況を報告する
- ③ 必要に応じて警察へ連絡する
- ④ 状況を事故発生連絡票に記入し、保険者及び広島市に連絡する
- ⑤ 事故発生の原因を解明し、再発防止策を講じる
- ⑥ 事業所の介護サービスの提供に起因する事故の場合は、速やかに損害賠償する

(守秘義務及び個人情報の保護)

第13条 従業員に対して、従業員である期間及び職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように指導教育を適時行うほか、従業員が本規程に反した場合は、損害に対して相当の責任を負うものとする。

(苦情)

第14条 利用者は、認知症対応型共同生活介護のサービスに対しての要望又は苦情等について苦情受付担当者等に申出ることができる。

(非常災害対策)

第15条 事業所は、消防計画等の防災計画に基づき、年2回以上、退避・救出訓練を行う。

(業務継続計画の策定等)

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 事業所は、介護従事者の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後 3ヶ月以内

② 継続研修 1年 2回

③ その他の研修

2 事業所は、認知症対応型共同生活介護に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間又は5年間保存するものとする。

3 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、社会福祉法人 IGL 学園福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(施行)

第18条 この規程は、平成15年9月1日から施行する。

附則

- 1 この規程の一部を、平成18年4月1日より改正する。
- 2 この規程の一部を、平成19年8月1日より改正する。
- 3 この規程の一部を、平成20年11月1日より改正する。
- 4 この規程の一部を、平成22年4月12日より改正する。
- 5 この規程の一部を、平成25年6月1日より改正する。
- 6 この規程の一部を、平成25年7月1日より改正する。
- 7 この規程の一部を、平成26年3月1日より改正する。
- 8 この規程の一部を、平成27年4月1日より改正する。
- 9 この規程の一部を、平成27年7月1日より改正する。
- 10 この規程の一部を、平成27年11月1日より改正する。
- 11 この規程の一部を、平成29年11月1日より改正する。
- 12 この規程の一部を、平成30年1月1日より改正する。
- 13 この規程の一部を、平成30年10月1日より改正する。
- 14 この規程の一部を、令和2年3月1日より改正する。
- 15 この規程の一部を、令和3年3月1日より改正する。
- 16 この規程の一部を、令和3年11月1日より改正する。
- 17 この規程の一部を、令和6年3月1日より改正する。
- 18 この規程の一部を、令和6年4月1日より改正する。